

参考1:政令月収の計算方法 『以下にならって実際に計算してみましょう』

●手順その1：世帯所得の計算（年額）

	所得の種類 (給与所得+事業所得+年金所得等)	合計
申込者(名義人)の所得の合計		円
同居親族()さんの所得		円
	世帯所得の合計①	A 円

※税務課で発行される所得・課税証明書をご確認ください

●手順その2：控除額の計算

控除の種類	控除の内容	控除額の計算
同居親族控除・ 別居扶養親族控除	申し込み本人以外の入居家族および別居している所得税法上の扶養親族の人数	38万円× 名 = 円
所得控除	給与所得または公的年金に係る雑所得を有する者の人数	10万円*× 名 = 円
特別障害者控除	身体1～2級、精神1級、療育Aの手帳を交付されている者の人数	40万円× 名 = 円
障害者控除	身体3～6級、精神2～3級、療育Bの手帳を交付されている者の人数	27万円× 名 = 円
老人同一生計配偶者 老人扶養親族控除	70歳以上の配偶者あるいは扶養親族で、所得48万円以下の者の人数	10万円× 名 = 円
特定扶養親族控除	16歳以上 23歳未満の扶養親族で、所得48万円以下の者の人数	25万円× 名 = 円
寡婦控除	所得500万円以下の申込者または同居人で、(1)・(2)いずれかに該当する者の人数 (1)夫と死別した後婚姻をしていない、または夫の生死があきらかでない女性 (2)所得48万円以下の扶養親族があり、夫と離婚後婚姻していない女性	27万円*× 名 = 円
ひとり親控除	所得が500万円以下で、所得が48万円以下の子と生計を一にする者等の人数	35万円*× 名 = 円
	控除額の合計②	B 円

※該当する方の所得金額が各控除額未満のときはその額

●手順その3：政令月収の計算

$$\left[\begin{array}{|c|c|} \hline \text{世帯所得の合計①} & \\ \hline \text{A} & \text{円} \\ \hline \end{array} \right] - \left[\begin{array}{|c|c|} \hline \text{控除額の合計②} & \\ \hline \text{B} & \text{円} \\ \hline \end{array} \right] \div 12\text{ヶ月} = \begin{array}{|c|c|} \hline \text{政令月収} & \\ \hline & \text{円} \\ \hline \end{array}$$

家賃の目安は
P8～9参照

参考2:リバースモーゲージ型融資による住宅再建の場合

(住宅金融支援機構の災害復興住宅融資(建設・購入)〈高齢者向け返済特例〉を想定)

- ・「罹災証明書」(半壊以上)を交付されている満60歳以上の方が利用できる住宅復旧のための建設資金または購入資金に対する融資です。
 - ・月々のご返済は利息のみとし、借入金の元金は申込人(連帯債務者を含む)全員がお亡くなりになったときに一括して返済する仕組みです。
- (※相続人が支払う、または、住宅及び土地を売却する等により一括して返済。住宅及び土地売却後に残った債務は相続人に請求されない)

●毎月返済額のイメージ(支援金の合計1,060万円の場合)



■算定概要

毎月返済額(A)740万円×融資金利2.18%÷12カ月=13,443円

※支援金額は、

住家被害に関する義援金260万円+被災者生活再建支援金300万円
+地域福祉推進支援臨時特例給付金300万円+わじま住まい再建支援金200万円
=合計1,060万円

※融資金利は、令和7年11月1~30日現在日現在の金利

※建物・土地の評価額の60%が融資上限になるが、本算定では上限額を超えないと想定

問
合
せ

本制度の問い合わせ先は、住宅金融支援機構です。

住宅金融支援機構 ☎0120-086-353(通話無料・受付9時~17時・祝日除く)



※相談多数のため輪島市役所で定期的な相談会を実施しています。
その他各所で不定期な相談会を行っています。